

「輸入木材の検疫について（輸入木材検疫要綱）」（昭和26年11月22日付け26農局第1843号）の一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第1 <u>植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）</u>，<u>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）</u>及び<u>輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）</u>に基づく輸入木材の検疫を<u>斉一，かつ，円滑に実施するため，この要綱を定める。</u> 2～3 [略] [新設] 4 <u>コンテナによって海上輸送される輸入木材の検疫は，この要綱に定めるもののほか「海上コンテナ詰輸入植物検疫要領」（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）に基づき実施するものとする。</u> 5 <u>電子情報処理組織を使用して行われる検査申請手続等については，この要綱に定めるもののほか，「電子情報処理組織による輸入検査関係事務手続要領」（平成9年3月31日付け9農産第2321号農産園芸局長通達）に基づき実施するものとする。</u>	第1 <u>植物防疫法，同法施行規則及び輸入植物検疫規程に基づく輸入木材の検疫を<u>整一かつ円滑に実施するため，この要綱を定める。</u></u> 2～3 [略]

改 正 後	現 行
(検査申請書の提出等) 第2 <u>規則</u>第10条の規定による検査申請書(規則第4号様式)の提出は、規則第6条第1項第1号に掲げる港において木材を輸入しようとする者については、本船又は海洋いかだの入港後遅滞なく、規則第6条第2項第2号に掲げる港において木材を輸入しようとする者については、本船又は海洋いかだの入港予定期日の7日前までに、当該港における輸入木材の検疫を管轄する植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)に対し行わせるものとする。 2～4 [略] (検査申請書の提出) 第2 [略] (輸入業務の委任) 第3 植物防疫官は、木材を輸入した者(以下「輸入者」という。)が<u>法</u>第8条第1項又は第3項の検査(以下「検査」という。)の申請若しくは規則第12条の措置又は法第9条第1項の措	(検査申請書の提出等) 第2 <u>植物防疫法施行規則</u>(以下「規則」という。)第10条の規定による検査申請書(規則第4号様式)の提出は、規則第6条第1項第1号に掲げる港において木材を輸入しようとする者については、本船又は海洋いかだの入港後遅滞なく、規則第6条第2項第2号に掲げる港において木材を輸入しようとする者については、本船又は海洋いかだの入港予定期日の7日前までに、当該港における輸入木材の検疫を管轄する植物防疫所(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)に対し行わせるものとする。 2～4 [略] (検査申請書の提出) 第2 [略] (輸入業務の委任) 第3 植物防疫官は、木材を輸入した者(以下「輸入者」という。)が<u>植物防疫法</u>(以下「法」という。)第8条第1項又は第3項の検査(以下「検査」という。)の申請若しくは規則第12

改 正 後	現 行
置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）には、当該輸入者に、当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。 （検査の通知） 第4〔略〕 （検査の時期） 第5 （検査の場所） 第6〔略〕 （検査の<u>立</u>会い等） 第7 植物防疫官は、規則第12条の規定に基づき輸入者又は管理者を検査に立ち会わせ、当該木材の抜取り、反転、引揚げその他の措置を行わせることができる。	条の措置又は法第9条第1項の措置による消毒等の業務を他の者に委任する場合（委任を受けた者を以下「管理者」という。）には、当該輸入者に、当該業務を委任することを明らかにする書面を提出させるものとする。 （検査の通知） 第4〔略〕 （検査の時期） 第5〔略〕 （検査の場所） 第6〔略〕 （検査の<u>立</u>ち会等） 第7 植物防疫官は、規則第12条の規定に基づき輸入者又は管理者を検査に立ち会わせ、当該木材の抜取り、反転、引揚げその他の措置を行わせることができる。

改 正 後	現 行
(検査数量及び検査方法) 第8 検査は、当該木材の検査荷口ごとに、<u>規程別表第1に掲げる数量について、一部の切断、掘取り、はく皮等の方法を用いて行うものとする。</u> (合格の基準) 第9 検査の結果、当該木材が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、規程第2条の規定によりこれを合格とする。 (1) <u>検疫有害動植物</u>がない場合 (2) 第14に掲げる措置を実施した結果、<u>検疫有害動植物</u>が死滅し、又は除去されたと確認された場合 (不合格の通知) 第10 植物防疫官は、検査の結果、当該木材に<u>検疫有害動植物</u>があると認めたときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定にしたがい、当該木材を消毒し又は廃棄すべきことを命じなければならない。	(検査数量及び検査方法) 第8 検査は、当該木材の検査荷口ごとに、<u>輸入植物検疫規程</u>（以下「<u>規程</u>」という。）別表第1に掲げる数量について、一部の切断、掘取り、<u>剥皮</u>等の方法を用いて<u>行う</u>。 (合格の基準) 第9 検査の結果、当該木材が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、規程第2条の規定によりこれを合格とする。 (1) <u>有害動物又は有害植物</u>がない場合 (2) 第14に掲げる措置を実施した結果、<u>有害動物又は有害植物</u>が死滅し、又は除去されたと確認された場合 (不合格の通知) 第10 植物防疫官は、検査の結果、当該木材に<u>有害動物又は有害植物</u>があると認めたときは、これを不合格として、直ちにその旨を輸入者又は管理者に通知し、法第9条第1項の規定にしたがい、当該木材を消毒し又は廃棄すべきことを命じなければならない。

改 正 後	現 行
2 ～ 3 [略] (荷口中一部消毒，廃棄免除) 第11 <u>第10第1項</u>の通知を受けた輸入者又は管理者から，当該荷口のうち<u>検疫有害動植物</u>がない木材を遅滞なく選別し，<u>検疫有害動植物</u>のある木材は直ちに消毒又は廃棄することを条件として，選別した木材については消毒又は廃棄を免除してもらいたい旨の荷口一部の消毒（廃棄）免除願（別記様式2）の提出があった場合において，植物防疫官はその選別が容易であり，<u>かつ，検疫有害動植物のまん延のおそれがないと認める</u>ときは，その選別を許可することができる。 2 [略] 3 [略] 4 植物防疫官は，選別された木材について検査を行った結果，<u>検疫有害動植物がないと認めた</u>ときは，当該木材に対する消毒又は廃棄の処分を免除するものとする。	2 ～ 3 [略] (荷口中一部消毒，廃棄免除) 第11 <u>第10の1</u>の通知を受けた輸入者又は管理者から，当該荷口のうち<u>有害動物又は有害植物</u>がない木材を遅滞なく選別し，<u>有害動物又は有害植物</u>のある木材は直ちに消毒又は廃棄することを条件として，選別した木材については消毒又は廃棄を免除してもらいたい旨の<u>申請書</u>（別記様式2）の提出があった場合において，植物防疫官はその選別が容易であり，<u>かつ有害動物又は有害植物のまん延の恐れがないと認める</u>ときは，その選別を許可することができる。 2 [略] 3 [略] 4 植物防疫官は，選別された木材について検査を行った結果，<u>有害動物又は有害植物がないと認めた</u>ときは，当該木材に対する消毒又は廃棄の処分を免除するものとする。

改 正 後	現 行
5 植物防疫官は、前項の検査の結果、<u>検疫有害動植物</u>があると認めたときは、第1項の許可を取消し、第10の処分による消毒又は廃棄を行わせなければならない。 (選別を行う場所) 第12 選別を行う場所は、規則第6条第1項第1号若しくは第2項第2号に掲げる港の港域内の、植物防疫官が指定する水面とする。ただし、輸入者又は管理者から次の各号に掲げる措置を行うことを条件として、陸上で選別を行いたい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、<u>検疫有害動植物</u>の分散を完全に防止できると認めるときは、<u>これを行わせる</u>ことができる。 (1) 選別を行う場所、輸送車両及び木材にそれぞれ別表2の(10)の薬剤又はこれと同等以上の効果のある薬剤を散布すること。 (2) [略]	5 植物防疫官は、前項の検査の結果、<u>有害動物又は有害植物</u>があると認めたときは、第1項の許可を取消し、第10の処分による消毒又は廃棄を行わせなければならない。 (選別を行う場所) 第12 選別を行う場所は、規則第6条第1項第1号若しくは第2項第2号に掲げる港の港域内の、植物防疫官が指定する水面とする。ただし、輸入者又は管理者から次の各号に掲げる措置を行うことを条件として、陸上で選別を行いたい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、<u>有害動物又は有害植物</u>の分散を完全に防止できると認めるときは、<u>植物防疫所長（植物防疫事務所長、支所長及び出張所長を含む。第16において同じ。）の許可を得て場所を指定して、これを承認する</u>ことができる。 (1) 選別を行う場所、輸送車両及び木材にそれぞれ別表2の(10)の薬剤又はこれと同等以上の効果のある薬剤を散布すること。 (2) [略]

改 正 後	現 行
(選別を行う期間) 第13 [略] (消毒方法の基準) 第14 [略] (消毒を行う場所) 第15 消毒を行う場所は、規則第6条第1項第1号若しくは第2項第2号に掲げる港の港域内又は港頭地域内の、植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請があった場合において、植物防疫官は、<u>検疫有害動植物</u>の分散防止及び消毒が完全に行われると確認できるときは、<u>これを行わせる</u>ことができる。	(選別を行う期間) 第13 [略] (消毒方法の基準) 第14 [略] (消毒を行う場所) 第15 消毒を行う場所は、規則第6条第1項第1号若しくは第2項第2号に掲げる港の港域内又は港頭地域内の、植物防疫官が指定する場所とする。ただし、輸入者又は管理者からこれらの場所以外の場所へ輸送して消毒したい旨の申請があった場合において、植物防疫官は、<u>有害動物又は有害植物</u>の分散防止及び消毒が完全に行われると確認できるときは、<u>植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。以下第21及び第25において同じ。）の許可を得てこれを承認すること</u>ができる。
(選別を行う場所又は消毒を行う場所への輸送) 第16 選別を行う場所又は消毒を行う場所への輸送は、水路により行わせるものとする。ただし、輸入者又は管理者から陸路輸送したい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、<u>検疫有害動植物</u>の分散防止及び消毒が完全に行われると確認できる	(選別を行う場所又は消毒を行う場所への輸送) 第16 選別を行う場所又は消毒を行う場所への輸送は、水路により行わせるものとする。ただし、輸入者又は管理者から陸路輸送したい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、<u>有害動物又は有害植物</u>の分散防止及び消毒が完全に行われると確認

改 正 後	現 行
ときは、<u>これを行わせる</u>ことができる。 2 前項ただし書の場合において、植物防疫官は、輸入者又は管理者に当該木材及び輸送<u>車両</u>，作業場所に別表2の(10)の薬剤又はこれと同等以上の効果のある薬剤を散布するよう<u>命じる</u>ことができる。 (消毒実施完了の期限) 第17〔略〕 (消毒又は廃棄の<u>立会い</u>) 第18 植物防疫官は、第10の消毒又は廃棄を命じたときは、輸入者又は管理者が消毒又は廃棄を実施する際にこれに立会うものとする。ただし、輸入者又は管理者が消毒について技術を有し、当該命令にかかる消毒を適正、かつ、確実に実施すると認められる場合には<u>立会い</u>を省略することができる。 (消毒実施の報告) 第19〔略〕	できるときは、<u>植物防疫所長の許可を得て、これを承認する</u>ことができる。 2 前項ただし書の場合において、植物防疫官は、輸入者又は管理者に当該木材及び輸送<u>車輛</u>，作業場所に別表2の(10)の薬剤又はこれと同等以上の効果のある薬剤を散布するよう<u>命じなければならない</u>。 (消毒実施完了の期限) 第17〔略〕 (消毒又は廃棄の<u>立会</u>) 第18 植物防疫官は、第10の消毒又は廃棄を命じたときは、輸入者又は管理者が消毒又は廃棄を実施する際にこれに立会うものとする。ただし、輸入者又は管理者が消毒について技術を有し、当該命令にかかる消毒を適正、かつ、確実に実施すると認められる場合には<u>立会</u>を省略することができる。 (消毒実施の報告) 第19〔略〕

改 正 後	現 行
(消毒効果の確認) 第20 植物防疫官は、消毒が終了した旨の報告を<u>受けた</u>ときには、その効果について確認を行わなければならない。 2 前項の確認の結果、なお<u>検疫有害動植物</u>があると認めたときは、輸入者又は管理者に対し、更に消毒又は廃棄を行わせなければならない。 (消毒又は廃棄にかわる措置) 第21 消毒又は廃棄を命ぜられた輸入者又は管理者から、パルプ加工をもって、消毒又は廃棄にかわる措置として認めてもらいたい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、<u>検疫有害動植物</u>のまん延のおそれがないと認めるときは、当該措置を消毒又は廃棄にかわる措置として<u>行わせる</u>ことができる。 2 [略] (輸入認可証の交付) 第22 輸入者又は管理者から、輸入認可証を発給してもらいたい旨の<u>申出</u>があり、次の各号の一に該当するときは、植物防疫官	(消毒効果の確認) 第20 植物防疫官は、消毒が終了した旨の報告を<u>うけた</u>ときには、その効果について確認を行わなければならない。 2 前項の確認の結果、なお<u>有害動物又は有害植物</u>があると認めたときは、輸入者又は管理者に対し、更に消毒又は廃棄を行わせなければならない。 (消毒又は廃棄にかわる措置) 第21 消毒又は廃棄を命ぜられた輸入者又は管理者から、パルプ加工をもって、消毒又は廃棄にかわる措置として認めてもらいたい旨の申出があった場合において、植物防疫官は、<u>有害動物又は有害植物</u>のまん延のおそれがないと認めるときは、<u>植物防疫所長の許可を得て</u>、当該措置を消毒又は廃棄にかわる措置として<u>承認</u>することができる。 2 [略] (輸入認可証の交付) 第22 輸入者又は管理者から<u>通関を行うから</u>、輸入認可証を発給してもらいたい旨の<u>申出があったときは</u>、植物防疫官は、木材

改 正 後	現 行
は、木材輸入認可証（別記様式<u>6</u>（イ）。ただし、第5のただし書を適用した場合にあっては別記様式<u>6</u>（ロ））を交付することができる。ただし、植物輸入認可証印（別記様式<u>6</u>（ハ）を押印した第2の検査申請書の写しをもって木材輸入認可証に替えることができる。 [新設] <u>（1） 第2第2項の申出があった場合で、植物防疫官により同項の消毒（廃棄）計画書及び第11第1項の荷口一部の消毒（廃棄）免除願が適当であると認定された場合</u> <u>（2） 第10第1項の規定により消毒を命じられた場合で、植物防疫官により、同第3項の消毒計画書及び第11第1項の荷口一部の消毒（廃棄）免除願が適当であると認定された場合</u> <u>（3） 第15のただし書に該当する場合</u> <u>（4） 本船通関を行う場合</u> （業務の移管） 第23 [略]	輸入認可証（別記様式<u>5</u>（イ）。ただし、第5のただし書を適用した場合にあっては別記様式<u>5</u>（ロ））を交付するものとする。ただし、植物輸入認可証印（別記様式<u>5</u>（ハ）を押印した第2の検査申請書の写しをもって木材輸入認可証に替えることができる。 （業務の移管） 第23 [略]

改 正 後			現 行		
別表 1 (第 2 関係) 木材輸入特定港と担当植物防疫所			別表 1 (第 2 関係) 木材輸入特定港と担当植物防疫所		
規則第 6 条第 2 項第 2 号に掲げる港	輸入木材の検疫を担当する植物防疫所	所在地	規則第 6 条第 2 項第 2 号に掲げる港	輸入木材の検疫を担当する植物防疫所	所在地
紋別港	横浜植物防疫所札幌支所 留萌出張所	留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎内	紋別港	横浜植物防疫所札幌支所 留萌出張所	留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎内
網走港	横浜植物防疫所札幌支所 釧路出張所	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎内	網走港	横浜植物防疫所札幌支所 釧路出張所	釧路市南浜町5-9 釧路港湾合同庁舎内
十勝港	横浜植物防疫所札幌支所	札幌市豊平区羊ヶ丘1			
石狩湾港	横浜植物防疫所札幌支所 小樽出張所	小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎内	石狩湾港	横浜植物防疫所札幌支所 小樽出張所	小樽市港町5-3 小樽港湾合同庁舎内
稚内港	横浜植物防疫所札幌支所 留萌出張所	留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎内	稚内港	横浜植物防疫所札幌支所 留萌出張所	留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎内
能代港	横浜植物防疫所新潟支所 秋田出張所	秋田市土崎港1-7-35 秋田港湾合同庁舎内	能代港	横浜植物防疫所新潟支所 秋田出張所	秋田市土崎港1-7-35 秋田港湾合同庁舎内
相馬港	横浜植物防疫所塩釜支所	塩釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内	馬港	浜植物防疫所塩釜支所	釜市貞山通3-4-1 塩釜港湾合同庁舎内
木更津港	横浜植物防疫所東京支所 千葉出張所	千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎内	木更津港	横浜植物防疫所東京支所 千葉出張所	千葉市中央区中央港1-12-2 千葉港湾合同庁舎内
柏崎港	横浜植物防疫所新潟支所 直江津出張所	上越市港町1-11-20 直江津港湾合同庁舎内	柏崎港	横浜植物防疫所新潟支所 直江津出張所	上越市港町1-11-20 直江津港湾合同庁舎内
新宮港	神戸植物防疫所大阪支所 田辺出張所	田辺市文里1-11-9 田辺港湾合同庁舎内	新宮港	神戸植物防疫所大阪支所 田辺出張所	田辺市神子浜736-214 田辺港湾合同庁舎内
竹原港	神戸植物防疫所広島支所 尾道出張所	尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎内	竹原港	神戸植物防疫所広島支所 尾道出張所	尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎内
三田尻中関港	神戸植物防疫所広島支所 岩国出張所	岩国市新港町3-9-57 岩国港湾合同庁舎内	三田尻中関港	神戸植物防疫所広島支所 岩国出張所	岩国市新港町3-9-57 岩国港湾合同庁舎内
山口港	〃	〃	山口港	〃	〃
宇部港	〃	〃	宇部港	〃	〃

改 正 後			現 行		
丸亀港	神戸植物防疫所坂出支所	坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内	丸亀港	神戸植物防疫所坂出支所	坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内
宇和島港	神戸植物防疫所坂出支所 松山出張所	松山市海岸通2426 松山港湾合同庁舎内	宇和島港	神戸植物防疫所坂出支所 松山出張所	松山市海岸通2426 松山港湾合同庁舎内
三島川之江港	神戸植物防疫所坂出支所 今治出張所	今治市天保山町5-913-10 蔵敷ふ頭総合事務所内	三島川之江港	神戸植物防疫所坂出支所 今治出張所	今治市天保山町5-1827-39 蔵敷ふ頭総合事務所内
水俣港	門司植物防疫所鹿児島 支所八代出張所	八代市港町139 八代港湾合同庁舎内	水俣港	門司植物防疫所鹿児島 支所八代出張所	八代市港町139 八代港湾合同庁舎内

改 正 後

別表2 (第14関係)

消毒方法の基準

方 法	実施方法の基準			摘 要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	臭化メチル	倉庫1立方メートル当たり 24.0グラム(A級以上) 32.5グラム(B級) 32.5グラム(A級以上) 48.5グラム(B級)	24~72時間 〃 〃 〃	温度15℃以上 〃 温度15℃未満 〃
(2) 天幕くん蒸	臭化メチル	天幕の内容積1立方メートル当たり 32.5グラム 48.5グラム	24~72時間 〃	温度15℃以上 温度15℃未満
(3) 本船くん蒸	臭化メチル	船艙の内容積1立方メートル当たり 32.5グラム (ラワン材の場合は25.0グラム) 〃 〃 〃 48.5グラム (ラワン材の場合は30.0グラム) 〃 〃 〃 48.5グラム (ラワン材の場合は37.5グラム) 〃 〃 〃 72.5グラム (ラワン材の場合は45.0グラム)	24時間 24時間 16時間 16時間	温度10℃以上 温度10℃未満 温度10℃以上 ガスをかくはんする。 温度10℃未満 ガスをかくはんする。

現 行

別表2 (第14関係)

消毒方法の基準

方 法	実施方法の基準			摘 要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1) 倉庫くん蒸	臭化メチル	倉庫1立方メートル当たり 24.0~32.5グラム 〃 〃 32.5~48.5グラム	24~72時間 24~72時間	温度15℃以上 温度15℃以下
(2) 天幕くん蒸	臭化メチル	天幕の内容積1立方メートル当たり 32.5グラム 〃 〃 48.5グラム	24~72時間 24~72時間	温度15℃以上 温度15℃以下
(2の2) 本船くん蒸	臭化メチル	船艙の内容積1立方メートル当たり 32.5グラム (ラワン材の場合は25.0グラム) 〃 〃 〃 48.5グラム (ラワン材の場合は30.0グラム) 〃 〃 〃 48.5グラム (ラワン材の場合は37.5グラム) 〃 〃 〃 72.5グラム (ラワン材の場合は45.0グラム)	24時間 24時間 16時間 16時間	温度10℃以上 温度10℃以下 温度10℃以上 ガスをかくはんする。 温度10℃以下 ガスをかくはんする。

改 正 後					現 行				
(4) 薬剤散布	2.0%のMEP又は マラソン及び灯油の混 合剤	1平方メートル当たり300cc以上			(3) 薬剤散布	2.5%のエチレン ダ・イブ・ロマイト 及び 0.5%のME P若しくはマラソン並 びに灯油の混合剤又は 2.0%のMEP若し くはマラソン及び灯油 の混合剤	1平方メートル当たり300cc以上		
(5) 熱湯処理	バットに入れて80℃以上で12時間以上処理			検疫有害動物の付着場所が 50℃以上になれば12時 間以内でも処理を終了する 。	(4) 熱湯処理	バットに入れて80℃以上で12時間以上処理			有害動物の付着場所が50 ℃以上になれば12時間以 内でも処理を終了する。
(6)水 没	水中に30日以上沈下				(5)水 没	水中に30日以上沈下			
(7) 浸漬、浮上 部薬剤散布	水中に30日間浸漬し、浮上部に対して下記により薬剤散布する。				(6) 浸漬、浮上 部薬剤散布	水中に30日間浸漬し、浮上部に対して下記により薬剤散布する。			
	使用薬剤：2.0%のMEP又はマラソン及び灯油の混合剤 薬 量：1平方メートル当たり 300cc以上					使用薬剤： 2.5%のエチレンダ・イブ・ロマイト及び 0.5%のMEP若しくは マラソン並びに灯油の混合剤又は 2.0%のMEP若しくはマラソン及び灯 油の混合剤 薬 量：1平方メートル当たり 300cc以上			
(8) 浸漬反転	水中に浸漬し、浮上部に(11)の薬剤を散布して30日間保留し、更に反転して 30日間保留する。				(7) 浸漬反転	水中に浸漬し、浮上部に(10)の薬剤を散布して30日間保留し、更に反転して 30日間保留する。			
(9) はく皮焼却	貯木場で、遅滞なくはく皮した樹皮は直ちに焼却する。			木質部に食入る検疫 有害動物のある材には 用いない。	(8) 剥皮焼却	貯木場で、遅滞なく剥皮した樹皮は直ちに焼却する。			木質部に喰入る害虫の ある材に用いない。
(10)はく皮 焼却薬剤処理	(9)と同様な処理に、更に木材全面に(4)の薬剤を散布する。				(9) 剥皮 焼却薬剤処理	(8)と同様な処理に、更に木材全面に(3)の薬剤を散布する。			

改 正 後			現 行		
(11) 分散防止のた めの薬剤散布	(ア) 木材: 2.0%のMEP又はマラソン及び灯油の混合剤を木材の積表面1 平方メートル当たり 300cc以上散布		(10) 分散防止のた めの薬剤散布	(ア) 木材: 2.5%のエチレンダ・イフ・ロマイト及び 0.5%のMEP若しく はマラソン並びに灯油の混合剤又は 2.0%のMEP若しくはマラソン及 び灯油の混合剤を木材の積表面1平方メートル当たり300cc以上散布	
	(イ) 輸送車両、作業場所等: MEP2%又はマラソン 1.5%粉剤を1平方メート ル当たり6g以上散布			(イ) 輸送車両、作業場所等: MEP2%又はマラソン 1.5%粉剤を1平方メート ル当たり6g以上散布	

改 正 後	現 行
別記様式2 (第11関係)	別記様式2 (第11関係)
荷口一部の消毒(廃棄)免除願	荷口一部の消毒(廃棄)免除願
年 月 日	年 月 日
……植物防疫所(……支所又は出張所)植物防疫官 殿	……植物防疫所(……支所又は出張所)植物防疫官 殿
住 所	住 所
職 業	職 業
氏 名 ㊞	氏 名 ㊞
月 日付輸入検査を申請した、月 日 港入港 丸積 材は、(輸入検査の結果、不合格となりましたが、)下記により <u>検疫有害動植物</u> がないものを選別致しますから、このものの消毒実施を免除願 いたく申請します。	月 日付輸入検査を申請した、月 日 港入港 丸積 材は、(輸入検査の結果、不合格となりましたが、)下記により <u>有害動植物</u> がないものを選別致しますから、このものの消毒実施を免除願 いたく申請します。
記	記
1. 種類・名称 2. 本数・数量 3. 選別を行う場所 4. 選別後の貯木場所 5. 選別を行う期間 6. 選別実施責任者 7. <u>検疫有害動植物</u> 散逸防止の方法 8. <u>検疫有害動植物</u> の付着した木材の処理は別紙消毒(廃棄)計画 書のとおりであります。	1. 種類・名称 2. 本数・数量 3. 選別を行う場所 4. 選別後の貯木場所 5. 選別を行う期間 6. 選別実施責任者 7. <u>害虫</u> 散逸防止の方法 8. <u>有害動植物</u> の付着した木材の処理は別紙消毒(廃棄)計画書 のとおりであります。
上記の申請により選別を実施されたい。 年 月 日	上記の申請により選別を実施されたい。 年 月 日
植物防疫官 氏名 ㊞	植物防疫官 氏名 ㊞